

契 約 書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、横浜市長（以下、「甲」という。）と_____師_____（以下、「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 この契約によって行った施術料金は、厚生労働省が定める施術に係わる療養費の算定基準により算定した額とする。

第3条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該職員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第4条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障を来たし、または来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第5条 この契約の有効期間は、生活保護法による医療扶助担当機関指定書に記載の指定年月日より1年間とする。

第6条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向う1箇年間契約を更新したものとみなす。

前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

住所 _____

資格 _____ 師 氏名 _____ (印)